

栃木県公共施設等総合管理基本方針（第2期）

令和8（2026）年3月策定予定

本県が所有・管理するすべての公共施設等について、今後の方向性や総量最適化等の基本的な考え方を整理する。（対象期間：令和8（2026）年度から令和17（2035）年度の10年間）

1 現状

- (1) 公共施設等の現状
高度経済成長期以降に整備されたものが多く、老朽化の進行が顕著
- (2) 維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費
- | | | |
|--------|-----------|-----------|
| | 長寿命化対策なし | 長寿命化対策あり |
| 建築物 | 年平均 358億円 | 年平均 334億円 |
| インフラ施設 | 年平均 412億円 | 年平均 261億円 |
- 一定の前提条件下で機械的に算出したものであり、実際の必要額とは異なる
- (3) 人口の見通し
本県の総人口は平成17（2005）年の約202万人をピークに減少し、今後、少子化や転出超過の傾向が継続すると、令和42（2060）年には約128万人※にまで減少すると予測
※栃木県総合政策部推計（令和6（2024）年）における趨勢ケース

2 課題認識

- (1) 老朽化への対応
施設の老朽化に伴う安全性低下や機能劣化に対応するため、施設の必要性等を検証した上で、適切な維持保全や統廃合が必要
- (2) 増大する維持・更新等費用への対応
厳しい財政状況が続くため、予防保全の考え方を取り入れた計画的な長寿命化対策の実施が必要
- (3) 人口減少等への対応
少子高齢化に伴う県民の利用需要の変化を踏まえ、公共施設等の総量最適化や、デジタル技術を活用した管理効率の向上が必要

3 管理に関する基本的な考え方

次の3つを基本的な考え方とし、県民が必要とする行政サービスの維持・向上に取り組む

方針1 安全・安心の確保
適時適切に点検・診断や維持保全を行い、事故防止や防災・減災を図り、県民の安全・安心を確保

方針2 公共施設等の長寿命化
財政負担の軽減・平準化及び建築物性能の維持のため、優先順位を設定し予防保全による長寿命化を推進

方針3 公共施設等の最適化
適正な規模・配置等を踏まえた利活用を検討し、施設保有量の最適化を推進

＜取組を推進するための財源＞
国庫補助金や財政措置のある有利な地方債、栃木県県有施設整備基金等の活用に努め、一般財源の負担軽減を図るとともに、利活用予定のない財産の売却等により歳入確保を図る

＜数値目標＞
将来的な人口減少を踏まえ、建築物（インフラ施設に含まれる建築物を除く）の延床面積を令和17（2035）年度までに5％削減（令和5（2023）年度比）

＜フォローアップ＞
毎年度の進捗状況等を把握し、適宜議会に報告するとともに、県ホームページなどを活用し公表

4 対象となる施設類型

「管理に関する基本的な考え方」を踏まえ、以下の施設類型ごとに実施方針を定め、長寿命化等の各種取組を推進する

施設類型	詳細
1 建築物	庁舎等、県営住宅、学校等
2 道路	橋梁、歩道橋、トンネル等
3 河川	樋門・樋管、水質浄化施設等
4 砂防	砂防堰堤、床固工、山腹工等
5 ダム	－
6 下水道	管路施設、中継ポンプ場施設等
7 都市公園	－
8 空港	ヘリポート
9 農業水利施設	農業用ダム、頭首工、用水機場等
10 治山施設	溪間工（谷止工・床固工）等
11 林道	橋梁、トンネル、舗装
12 自然公園等施設	橋梁、車道、栈橋、展望施設等
13 発電施設	発電所、発電用ダム
14 水道・工業用水道施設	浄水施設、配水管路等
15 交通安全施設	交通信号機

〈これまでの策定・改訂履歴〉
H28.12月 栃木県公共施設等総合管理基本方針 策定
H31.2月 一部改訂（バリアフリー化の対応方針追記等）
R3.2月 一部改訂（個別施設計画の策定状況の更新等）
R4.2月 一部改訂（カーボンニュートラルの対応方針追記等）
R8.3月 栃木県公共施設等総合管理基本方針（第2期）策定予定